



エステなど的高額契約の 勧誘にご注意！

事例

友達の勧めで脱毛エステ店で無料のカウンセリングを受けた際に、「今日限定で、特別に安く提供できるコースがある」と約40万円のコースを勧誘された。契約するつもりはなかったため断ろうとしたが、安くなることを強調され、根負けして契約してしまい代金も支払った。高額なので解約したい。（20代 女性）



©KANAGAWA2013

一言アドバイス



北海道消費者
教育PRキャラクター
「ちえ子さん」

- エステサービスは一定の条件を満たす場合、特定商取引法の特定継続的役務提供に該当します。
- 該当する場合は、契約書面を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフできます。また、クーリング・オフ期間経過後も中途解約できます。
- エステサービスは、契約が長期間に渡ることが多く、高額になる可能性があります。「お得」などと特典を強調されても、必要がなければきっぱり断りましょう。

- サポート情報のバックナンバーはこちらから
～18歳から大人～若年消費者のための特設ページ
URL：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/youngindex.html>



困った時はひとりで悩まず相談しましょう！
北海道立消費生活センター 受付時間 平日／午前9時～午後4時30分

相談専用電話 ☎ 050-7505-0999

消費者ホットライン※ ☎ 188（「嫌や！」泣き寝入り）

※全国共通の電話番号。お住まいの市町村など、近くの消費生活相談窓口をご案内します。

北海道消費者
教育PRキャラクター
「かしこしか」

